

横浜市戸塚公会堂利用要綱

制 定 平成28年4月1日

最近改正 令和元年6月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市戸塚公会堂の指定管理者が横浜市公会堂条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基づき市民の利用に供する横浜市戸塚公会堂（以下「戸塚公会堂」という。）の利用ルールについて必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 戸塚公会堂は誰もが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用することができる。

- (1) 会議、研究会、集会などの市民のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 演奏会、講演会、講習会など市民の知識と教養の向上のための活動
- (3) その他、市民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (4) 市民の福祉向上のための各種催し物などの活動
- (5) その他各種行事

(開館時間)

第3条 開館時間は午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 戸塚公会堂の休館日は次のとおりとする。

(1) 年末年始 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(2) 毎月第3月曜日 但しその日が祝日と重なった場合はその翌日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用時間帯)

第5条 戸塚公会堂の各室の利用時間帯は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講堂 昼間区分：午前9時から午後5時まで
夜間区分：午後5時30分から午後10時まで
 - (2) 会議室 午前区分：午前9時から午前12時まで
午後区分：午後1時から午後5時まで
夜間区分：午後5時30分から午後10時まで
- 2 午前及び午後の区分を連続して利用する場合は昼間区分とし、利用時間は午前9時から午後5時までとする。昼間及び夜間の区分を連続して利用する場合は全日区分とし、利用時間は午前9時から午後10時までとする。午後及び夜間の区分を連続して利用する場合の利用時間は午後1時から午後10時までとする。

(利用許可の申請及び許可)

- 第6条 戸塚公会堂を利用する者は、「公会堂利用許可申請書」(第1号様式)に必要事項を記入して事前に利用の申請を行い、利用許可を受けることとする。
- 2 指定管理者は利用を許可するにあたり、必要な書類の提示・提出を求めることができる
 - 3 指定管理者は、利用を許可した場合は、「公会堂利用許可書」(第2号様式)を申請者に交付する。

(利用許可の申請期間、抽選)

- 第7条 利用許可の申請期間は次のとおりとする。
- (1) 講堂及びこれに付随して利用する会議室は利用日の6か月前の日から3日前まで
ただし、講堂利用は利用内容により直前の申請は受け付けない場合がある
 - (2) 会議室は利用日の3か月前の日から3日前まで
 - (3) 横浜市民以外の場合は、全ての施設について利用日の1か月前の日から3日前まで
 - (4) 申請期間の初日が休館日の場合は翌日を申請受付の開始日とする。
- 2 指定管理者がやむを得ないと認めた場合は前項各号の限りではない。
 - 3 申請受付の開始日の午前10時の時点で同一日時の同一施設への申請が複数あった場合には抽選で決定し、それ以降は先着順とする。
 - 4 前項の抽選への参加者は、個人・団体を問わず1名に限る。
 - 5 申請受付時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜・祝日は午前9時から午後6時までとする。

(予約)

第8条 戸塚公会堂を利用する者は、利用申請をする前に、来館又は電話により利用予約をすることができる。

- 2 予約は第7条の申請期間内に行うことができるが、電話での予約は受付開始日の翌日からとする。
- 3 予約を行った者は、予約の日から10日以内に利用許可申請を行うこととする。
- 4 予約を行った者が第3項の期間内に申請を行わない場合は、指定管理者は予約を取り消すことができる。
- 5 第1項から第3項については、指定管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の条件)

第9条 戸塚公会堂を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること。
- (2) 利用時間内で準備を行い、清掃、後片付けを終え原状に戻すこと。
- (3) 利用した物品の確認を行い、所定の位置に戻すこと。
- (4) 施設や設備、物品等を汚損、破損または紛失した場合には原則として弁償すること。
- (5) その他、条例及び規則に定めること。

(利用の不許可)

第10条 戸塚公会堂は、次のいずれかに該当する場合には利用を許可しない。

- (1) 主として物品を展示し、又は販売するために利用しようとするとき(公益的目的をもって、これらの行為を行うときを除く。)
 - (2) 会合等が秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき
 - (3) 反社会的な行動を助長するおそれのある団体が使用しようとするとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) 選挙期間中の公職選挙法による制限など法令に抵触するとき。
 - (6) その他、指定管理者が必要と認めたとき。
- 2 指定管理者は利用につき、戸塚公会堂の管理上必要な条件をつけることができる。

(利用の制限)

第 11 条 戸塚公会堂の利用期間は、引き続き 3 日を超えることができない。

ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるときは、この限りではない。

2 施設の管理上、次の利用は制限する。

- (1) 講堂での飲食。なお、ロビーでの軽い飲食は可能。
- (2) 講堂での火気・スモーク・ドライアイスマシン等の使用。
- (3) 大音響での楽器・太鼓等の使用。ただし、日曜日と祝日の夜間に公会堂全館を借り切り、音量を制限することを条件として使用できる。

(利用許可の取り消し)

第 12 条 指定管理者は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことがある。

- (1) 第 10 条 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法令もしくは条例・規則又は指定管理者が定める利用要綱に違反し、又は職員の指示に従わないとき。
- (3) 各種選挙の際に開票所等として区選挙管理委員会が利用する場合。
- (4) 災害や事故などにより戸塚公会堂が利用不能になったとき等。

(許可事項の変更)

第 13 条 許可事項の変更は次のとおりとする。

- (1) 利用者が利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、「公会堂利用変更許可申請書」(第 3 号様式)を提出しなければならない。
- (2) 前号の申請には交付を受けた利用許可書を添付しなければならない。
- (3) 利用の変更を許可するときは「公会堂利用変更許可書」(第 4 号様式)を交付する。

2 次の場合は許可事項の変更を許可しない。

- (1) 第 10 条 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者、利用目的などの許可の主たる内容に著しい変更のある場合。
- (3) 利用権の譲渡とみなされるとき。
- (4) 度重なる変更申請を行い、管理に支障があると認められる場合。
- (5) その他変更申請を行う正当な理由がないと認められる場合。

3 利用日及び利用施設の変更は一つの利用許可について 1 回のみとし、変更後の料金から既納額を引いた額を徴収する。ただし、既納額が多い場合は返還しない。

(利用料金)

第 14 条 戸塚公会堂を利用する者は、次の表に掲げる料金を支払う。

	午前	午後		
時間帯	昼間		夜間	全日
全館	20,100円		17,300円	37,400円
講堂	15,000円		14,000円	29,000円
1号会議室	1,400円	1,900円	2,200円	5,500円
2号会議室	800円	1,000円	1,100円	2,900円

- (1) 会議室の午前及び午後の区分を連続して利用する時間帯を昼間とし、昼間及び夜間の時間帯を連続して利用する時間帯を全日とする。第5条に規定する利用時間帯を連続して利用する場合の利用料金はそれぞれの時間帯の利用料金の額の合計額とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日は上記表の金額の2割増とする。
- (3) 入場料を徴収する場合、1,000円以上2,000円未満は利用料金(2号の割増を含む)の5割増、2,000円以上は10割増とする。
- (4) 管理運営上支障のないときは、1時間以内で使用時間を延長することができる。この場合は、利用料金(2号及び3号の割増を含む)の3割増とする。ただし、次の利用時間帯まで超過して使用する場合は、新たな申請とみなしその区分の利用料金を徴収する。

2 付帯設備利用料金

時間帯	午前	午後	夜間	全日
グランドピアノ	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
拡声装置	1,500円	1,500円	1,500円	4,000円
照明装置	1,500円	1,500円	1,500円	4,000円
音響装置	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
映像装置	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
ダンス用 リノリウム	1,000円/1本・1日			
特定小電力 トランシーバ ー	500円/2台・1日			

- (1) 午前及び午後の区分を連続して利用する場合の利用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して利用する場合の利用時

間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における利用料金の額は、当該連続して利用する区分のそれぞれの利用料金の額の合計額とする。

- (2) ダンス用リノリウムは1本を1日利用する利用料金の額とする。8本の利用で舞台全体に敷くことができる。
 - (3) 特定小電力トランシーバーは2台のセットを1日利用する利用料金の額とする。
- 3 施設内に機器を持ち込み使用する場合は、電気料の実費相当額（以下「実費」という）を支払う。実費の額は、消費電力1kwにつき200円とし、消費電力に1kw未満の端数があるときは、端数は切り上げて計算する。

（利用料金の支払日）

第15条 利用料金の支払いは原則として第6条に規定する利用の申請を行う日とする。

（利用料金の返還）

第16条 利用を取り消し、既納の利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可書及び利用料金領収書を添付し、「公会堂利用許可取消及び利用料金返還申請書」（第8号様式）により申請する。

- 2 指定管理者は、第1号の規定による申請を承認し、又は承認しないことを決定した場合は、「利用料返還承認・不承認決定通知書」（第9号様式）により、申請者にその旨を通知する。
- 3 利用日の1か月前までに前項により利用許可の取り消しを申請し、返還承認が決定した場合、既納利用料金の8割の返還を受けることができる。ただし、その期日を過ぎてから申請した場合は既納利用料金は返還しない。
また、第13条の規定に基づき利用日の変更許可を受けた場合は、変更後の利用日にかかわらず、当初に許可を受けた利用日を上記の利用日とする。
- 4 利用者の責めに帰することができない事由により戸塚公会堂を利用できなくなった場合、既納利用料金の全額の返還を受けることができる。
- 5 利用者の責めに帰することができない事由とは次に定める場合をいう。
 - (1) 天災等の不可抗力により戸塚公会堂を利用できなくなった場合
 - (2) 地震警戒宣言の発令に伴い、行事等の開催が不可能になった場合
 - (3) 行事開催中に地震警戒宣言の発令があり行事等を中止した場合
 - (4) 戸塚公会堂の管理運営上の理由により、行事等の開催が不可能になった場合
 - (5) 各種選挙の際に開票所等で区選挙管理委員会が利用する場合

(6) その他これらに類する場合

(利用料金の減免)

第 17 条 指定管理者は次に掲げる場合、利用料金のうち各号に定める額を免除することができる。

- (1) 横浜市（区）が主催する行事のために利用する場合：利用料金の全額
- (2) 横浜市（区）が共催する行事のために利用する場合：利用料金の半額
- (3) 指定管理者が認める場合：指定管理者が定めた率

2 利用料金の減免を申請する者は、「公会堂利用料減免申請書」（第 7 号様式）に必要事項を記載して提出する。

(優先申込み)

第 18 条 次に掲げる利用については、第 7 条に定める利用許可申請期間以前であっても優先的に申請することができる。ただし、申請受付は利用日の 12 か月前の日から 7 か月前の末日までとする。

- (1) 横浜市（区）が主催又は共催する行事のための利用
- (2) 横浜市（区）が後援する行事のための利用
- (3) 指定管理者が必要と認めた場合

2 前項 (1) 号で優先申込みをする者は、

主催：「公会堂優先予約申請書」（第 13 号様式）及び「公会堂利用料減免申請書」（第 7 号様式）を提出する。ただし、学校行事の場合は上記申請書に「学校行事全体計画実施書（横浜市第 22 号様式）」を添えて（全書類に校長印を必要とする。）提出する。なお、学校行事の場合の利用は平日のみとする。

共催：「公会堂優先予約申請書」（第 13 号様式）、「公会堂利用料減免申請書」（第 7 号様式）及び「共催証明書（第 11 号様式）」あるいは「共催名義使用等承認通知書」を提出する。もしくは、共催名義使用申請を 14 日以内に行うことを条件に仮予約をすることができる。その場合は名義使用等承認通知書の交付を受けた後、速やかに利用申請を行う。

3 第 1 項 (2) 号で優先予約を申請する者は、「公会堂優先予約申請書」（第 13 号様式）及び「後援名義使用等承認通知書」を提出する。もしくは、後援名義使用申請を 14 日以内に行うことを条件に仮予約をすることができる。その場合は後援名義使用等承認通知書の交付を受けた後、速やかに利用申請を行う。

4 指定管理者は、優先予約を決定した場合は「公会堂優先予約決定通知書」（第 14 号様式）を申請者に交付する。この場合、土日祝日については、第 1 項の優先予約受付による利用が原則として 1 か月を通して合計の 2 分の 1 を

超えないこととする。平日についても同様とする。

5 同一施設及び同一日時への申請が複数の場合は、抽選で利用者を決定する。

(委任)

第 19 条 この要綱で定めるもののほか、各種規定に定めがない場合は、必要な事項は指定管理者が定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日) (令和元年 6 月 5 日改正)

1 この要綱は令和元年 6 月 10 日から施行する。